

記載例

婚姻届

届出日を記入

令和
平成 元年 5月 1日 届出

北海道旭川市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	北海道旭川市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

未成年者の婚姻は父母(養父母)の同意が必要です。
※詳細は右側に記載

本届書中 字訂正 字加入 字削除	
届 出	旭川
印	末広

(1)	夫になる人	妻になる人
	あさひかわ たろう 旭川 太郎 氏名 昭和平成 12年 3月 8日	すえひろ はなこ 末広 花子 氏名 昭和平成 14年 11月 28日
(2)	住所 旭川市2条通11丁目 234番地の12 旭川 隆 世帯主の氏名	旭川市末広東2条3丁目 末広ハイツ3号室 番地 3番 6号 末広 花子 世帯主の氏名
(3)	本籍 北海道旭川市2条通 11丁目右6号 旭川 隆 筆頭者の氏名	札幌市中央区南6 条西4丁目 330番地2 末広 正明 筆頭者の氏名
(4)	父母の氏名 父 旭川 隆 母 旭川 恵子	父 東国男 母 末広 真弓
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 夫の氏 北海道旭川市2条通11丁目 妻の氏	
(5)	同居を始めたとき 平成17年 3月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)
(6)	初婚・再婚の別 初婚 再婚 () 死別 離別 ()	初婚 再婚 () 死別 離別 ()
(7)	同居を始める前のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯
(8)	夫妻の職業 夫の職業	妻の職業
その他	妻の養父: 末広 正明 続柄: 養女	注1: 本籍には方書(マンション名等)は入りません。 注2: 「右〇号」、「左〇号」を新本籍とすることはできません 注3: 「〇〇番地△△」のように新本籍に枝番号(△△)が入る場合は、枝番号まで記入してください。「●番▲号」の住所を新本籍とする場合は、「●番」までになります。▲号は入りません。
届出人署名押印	夫 旭川 太郎	妻 末広 花子

死亡等、現在いなくても実父母の名前を記入してください

住所を定めた年月日	
夫	S H 年 月 日
妻	S H 年 月 日

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

届書は1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

		証 人	
(よみかた)		あさひかわ たかし	すえひろ まゆみ
署名押印		旭川 隆 旭川 印	末広 真弓 真弓 印
生年月日		昭和 24 年 9 月 6 日 平成	昭和 27 年 4 月 17 日 平成
住所		旭川市2条通11丁目 234 番地 の 12 号 番 号	札幌市北区篠路4条 7丁目 2 番地 40 号 番 号
本籍		北海道旭川市2条通11丁目 右6号 番地 番	札幌市中央区南6条 西4丁目 330 番地 2 番

※成人2名分の署名押印が必要です。

▶「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

証人欄を訂正した場合は、訂正箇所にも二重線にかかるとともに証人本人の印鑑で押印してください。

▶□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。

婚姻する方が未成年のときは父母(養父母)双方の同意が必要です。

▶再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

同意書を添付するか、届書の「その他」欄に「この婚姻に同意する。夫(妻)の父 ○○ ○○印、夫(妻)の母○○ ○○印」と記載し印鑑を押してください。同意権者が証人を兼ねることも可能です。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

夫	有(運)	無	通
妻	有(運)	無	通
使	有(運)	無	
者	氏名		
	住所		
	電話		
	関係		

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続が必要となりますので、ご注意ください。なお、婚姻届と同時にこれらの届けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。

連絡させていただく場合がございますので、必ず電話番号をご記入ください。

日中連絡のとれるところ	
電話	090-1234-5678 (夫)
	080-1234-5678 (妻)
自宅・携帯・勤務先・呼出	番 方

- ◎ 署名は必ず本人が自署してください
- ◎ 印は各自別々の印を押してください
- ◎ 届出人(夫・妻)の印を御持参ください

問合先：旭川市市民生活部市民課 (0166) 25-6204